

国土利用計画

# さくら市計画

～ さくら市発展のため、

最適な土地利用の誘導に努めます～

平成19年3月

さくら市

# 国土利用計画さくら市計画

平成19年3月5日決定

## ～ 目 次 ～

### 前文

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の期間

### 第1章 土地利用の現況と課題

- 1 さくら市の概要 . . . . . 2
- 2 土地利用の現状と課題 . . . . . 3

### 第2章 土地利用の基本構想

- 1 基本理念 . . . . . 4
- 2 基本理念実現のために

### 第3章 土地利用区分ごとの基本方針、目標規模、地域配置

- 1 土地利用区分の設定 . . . . . 5
- 2 利用区分ごとの基本方針 . . . . . 5 ～ 9
- 3 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 . . . . . 9 ～ 10
- 4 地域別の概要 . . . . . 11 ～ 12

### 第4章 本計画を達成するために必要な措置の概要

- 1 公共の福祉の優先 . . . . . 13
- 2 計画的な土地利用の調整及び適正な地価の形成
- 3 地域整備施策の推進
- 4 土地の保全と安全性の確保
- 5 土地利用の転換の適正化 . . . . . 14
- 6 土地の有効利用の促進
- 7 土地利用に関する調査の推進
- 8 計画の推進体制

# 前 文

## 1．計画の趣旨

この計画は、国土利用計画法第8条の規程に基づき策定したものであり、さくら市における国土（以下「市土」という。）の利用に関し、長期にわたり適正な土地利用を図るための指針とするものです。

計画の内容は、「国土利用計画栃木県計画」を基本とし、地方自治法第2条第4項の市町村の基本構想【さくら市振興計画 H18～H27】（以下「振興計画」という。）に即して策定したもので、さくら市における土地利用調整基本計画などの土地利用に関する諸計画の基本とするものです。

## 2．計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とし、以後、振興計画の見直し（10年ごと）を行った翌年に、新たな振興計画に基づいた本計画の見直しを行っていくこととします。

なお、国土利用計画栃木県計画や振興計画などの改定及び社会経済情勢の変化などにより必要がある場合は、10年間という単位にこだわらず計画の見直しや調整を行うものとします。

## 第1章 土地利用の現況と課題

### 1 さくら市の概要

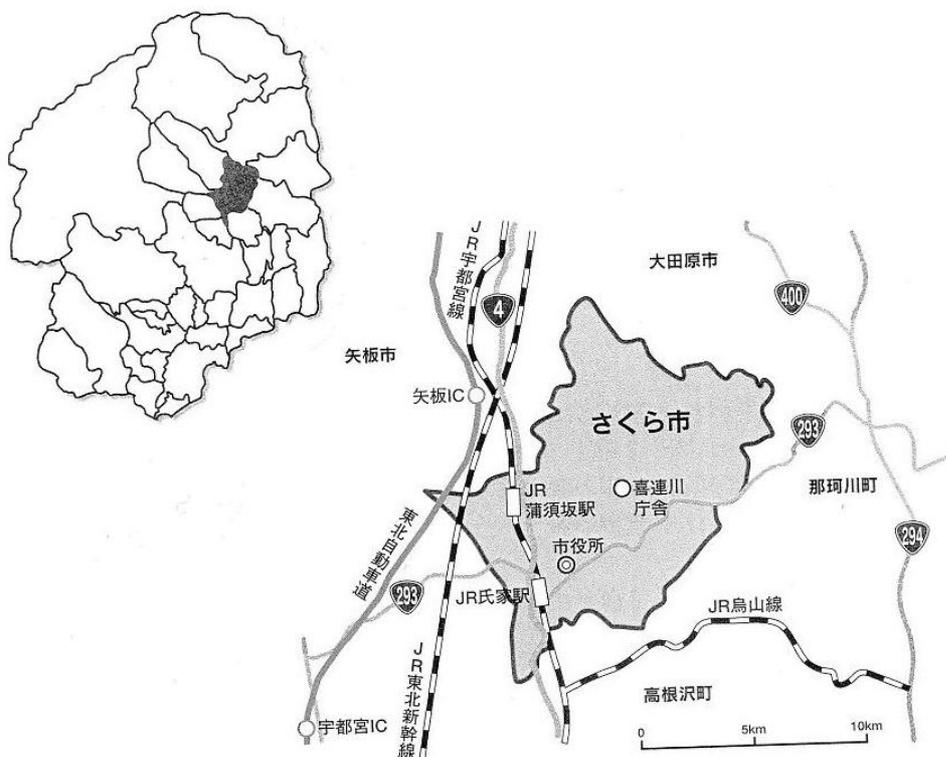
本市は関東平野の北端、栃木県の中央部よりやや北東に位置し、東京から約 120 km、県都宇都宮市から約 20km の距離にあります。

平成 17 年 3 月に氏家町と喜連川町が合併してできた市であり、人口は約 41,900 人（H18,8 月）南北に 17.8 km・東西に 15.6 km、総面積 125.46 km<sup>2</sup>、市の西部を国道 4 号・JR 宇都宮線が縦断し、市の南部を国道 293 号が横断するなど、交通の利便性に恵まれた地域であると言えます。

市の地形の特徴は大きく 2 つに分かれており、氏家地区（市の西部）は鬼怒川沿いのほぼ平坦な水田地帯であり、喜連川地区（市の東部）は高原山の南から延びるなだらかな数条の丘陵地間に水田をバランス良く配した地形となっています。

全体として、利根川水系（鬼怒川・五行川）と那珂川水系（荒川・内川・江川）の豊かな水資源に恵まれた自然環境の豊かな地域であり、これらの条件を生かしながら農業を基幹産業として発展してきました。

市の土地利用としては、農地と森林が市土全体の約 7 割（農地が約 46.8%、森林が 21.5%）を占めており、豊かな自然と人間が共生した穏やかな田園都市ということができます。



## 2 土地利用の現状と課題

地域別に見ると、氏家地区は、国道4号・293号、JR宇都宮線など地理的条件（交通条件）に恵まれており、用途地域や市街地周辺部において開発圧力が高く、住宅地開発や郊外型の大規模商業施設の立地などにより都市化（都市的土地利用への転換）が著しく進行しております。

これら開発により、市街地のスプロール化、中心市街地の衰退、土地利用の混在化などの問題・課題が懸念されている状況にあり、計画的な土地利用の推進（規制・誘導）が望まれているところです。

これに比して喜連川地区は多くの森林が残存する自然環境に恵まれた地域であり、開発圧力も低く、土地利用の転換は比較的緩やかに推移してきました。

しかし今後は、大手企業の進出が決定したことに加えて、その関連企業の進出なども予想され、土地利用の動向が激しくなることや、道路等の社会基盤整備の必要性が出てくることが予想されます。

本市においては、これまで述べてきたような現状や課題を抱えており、市の全域について計画的で秩序ある土地利用の必要性が叫ばれている状況にあります。



## 第2章 土地利用の基本構想

### 1 基本理念

#### 1) さくら市振興計画より

さくら市振興計画の基本構想では、

国における財政再建や地方分権の進展に伴い、市町村の財政が益々厳しくなる状況の中で、自立した行財政基盤を確立することが必要である。

行財政基盤確立のため、さくら市の持つ豊かな自然環境や恵まれた歴史・文化遺産などへの影響に配慮しながら、社会的必要性に対応した総合的かつ計画的な整備・開発を進めていく必要がある。

上記を踏まえながら、平成27年(9年後)の人口を2,300人増の44,200人に設定し、市域を「都市的土地利用地域」と「農業的利用地域」、「自然地域」の3地域に区分して土地利用を計画し管理していく。

としています。

注) 本計画における計画期間の最終年次が平成28年度であることから、振興計画の人口推移割合等を勘案し、平成28年度人口を2,350人増の44,250人と設定します。(9ページのとおり)

#### 2) 本計画における基本理念

市土は、市民生活、産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源であることから、さくら市においては、

「自立した行財政基盤の確立や市民の利便性確保のため、豊かな自然環境や恵まれた歴史・文化遺産等への影響に配慮しながら、必要性に応じた整備・開発を計画的に実施・誘導していく。」

ことを基本理念とし、開発と保全がバランス良く配置され、調和のとれた地域を目指します。

### 2 基本理念実現のために

基本理念を実現するためには、整備・開発の必要性や、地域特性に応じた適切な配置について判断していく「考え方の基準」が必要です。

本計画において、これらについての考え方を明確にして、さくら市が現在抱えている土地利用の問題・課題等に対応していくとともに、計画的で有効な土地利用の推進を図っていきます。

## 第3章 土地利用区分ごとの基本方針、目標規模、地域配置

### 1 土地利用区分の設定

さくら市振興計画の基本的考え方に基づき、市土を下記の3つの地域に類別し、更に各々の地域の中を細分化する「利用区分」を設け、その基本方向を示します。

「都市的利用地域」

利用区分	住宅地	その他の宅地	工業用地
------	-----	--------	------

「農業的利用地域」

利用区分	農用地
------	-----

「自然地域」

利用区分	森林・原野	水面・河川・水路
------	-------	----------

「その他」

利用区分	公共施設用地	道路
------	--------	----

### 2 利用区分ごとの基本方針

#### 1) 「都市的利用地域」

住宅地

これまで、氏家地区においては極めて住宅地開発の圧力が高く、喜連川地区は急激な住宅地の増加はみられない状況にありました。

土地利用区分の「住宅地」を検討していくにあたっては、将来における住宅地需要の動向や開発圧力の想定、将来想定人口における必要な住宅地面積やその配置、道路・上下水道等の都市基盤や生活関連施設の効率的な整備、学校における児童・生徒数の動向、既存の市街地や集落等のコミュニティ形成など、全市的なバランスを考慮していくことが必要です。

これらのことを考え、さくら市の「住宅地」としての土地利用の基本方針を、次のとおり定めます。

ア 将来想定人口(平成28年までに2,350人)の増加分を受け止める住宅地面積については、現在の区画整理地未利用地面積で充足できることから、今後は、大規模な住宅地開発等を極力抑え、現在の土地区画整理事業地、既存の市街地・住宅地、既存の大規模住宅分譲地等における、低・未利用地の有効利用促進について、最優先課題として取り組みます。

イ 開発圧力が高く、これまで多くの住宅建設が進んできた既成住宅地域において、都市基盤や生活関連施設等の効率的な整備を進めます。

ウ 少子・高齢・核家族化等に伴う人々のライフスタイルの変化、防災上必要な敷地面積などを考慮した、安全でゆとりある快適な住環境づくりに配慮します。

エ 無秩序な開発等の危険性がある地域については、健全な都市の発達を図れる

よう規制・誘導していくとともに、中・長期的な計画の立案を行っていきます。

#### その他の宅地

商業系とその周辺の住居系用途地域からなる中心市街地については、住民の利便性に寄与する店舗や事務所等各種サービス施設の集積を誘導し、将来にわたり市の発展を支える中核的な役割を果たす区域としていくことが必要です。

また、市街地周辺部の幹線沿道地域については、開発圧力が非常に高く、人々のライフスタイルの変化やモータリゼーションの進展により消費者の開発要望も高いことから、これらのことを考慮し、「その他の宅地」としての土地利用の基本方針を、次のとおり定めます。

ア 中心市街地においては、住機能の確保とあわせ様々な人々が交流するにぎわいのある都市空間の形成や土地利用の高度化に努めることとし、商業・サービス施設等についても郊外・幹線沿道型商業施設とは異なった特色を持つ商店の集積を図るなどの施策を進めていきます。

イ 店舗等開発の誘導・調整に関しては中心市街地を最優先とし、次に幹線沿道地域の順序で行っていくこととします。

幹線沿道地域の店舗立地については、まちづくり三法を遵守していくとともに、農業的・自然的な土地利用とのバランスや周辺環境との調和を考え、開発可能区域を限定するなどの土地利用施策を展開していきます。

#### 工業用地

工業用地について、既存工業団地の未利用地がほとんど無い事、下河戸地区への大手企業の進出に伴い、関連する企業の周辺地域への進出が予想されること等を考慮し、「工業用地」としての土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

ア 喜連川地区の工業専用・準工業用途指定地域における未整備の地区について、今後の経済・社会情勢や市全体の土地利用のバランス等を考えながら用途指定の再検討を行った上で整備を行い、優良企業の誘致に努めます。

イ 大手企業進出が予定される下河戸地区周辺は森林地域となっており、無秩序な開発が行われる危険性があることから、新たな工業系の地域として設定し、計画的な企業の誘致・誘導を図って行きます。

## 2)「農業的利用地域」

#### 農地

本市の農地は、市土の約46.8% (58.7 k m<sup>2</sup>) を占めております。

水資源が豊かで、首都東京から120kmと近距離なこと等の条件を生かしながら、水稲に加えて園芸及び畜産の調和のとれた首都圏農業の推進が図られてきました。

た。本市は農業を基幹産業として発展してきた市であり、農地の持つ様々な機能等を維持・保全していくことが大切であると考える一方、市街地周辺部における宅地開発や郊外・幹線沿道型商業施設立地などの開発圧力も高く、農業後継者等の問題とも相まって、農地の土地利用転換・開発を望む声が聞かれるのも現状です。

これらのことから、「農地」としての土地利用の基本方針を、次のとおり定めます。

- ア 食料の安定供給の確保以外にも、水田は洪水調整機能や防災機能、生態系維持機能などの役割を担っており、更には人々の心を癒す「農山村風景」を構成する重要な景観要素にもなっていることから、優良農地の計画的な維持・保全を図っていきます。
- イ 優良農地について、生産性の高い農業経営確立のための整備等を進めながら利用集積や団地化など、土地利用の高度化を図っていきます。
- ウ 農地の土地利用転換については最小限に抑えていくこととし、都市的な土地利用の必要性を熟慮・明確にし、開発と保全のバランス・環境との調和を図りながら、計画的な土地利用の転換を図っていくこととします。



### 3) 「自然地域」

#### 森林・原野

本市の森林は、面積約 27 k m<sup>2</sup>で、市土の 21.5%を占めています。

森林は、木材供給のほか、水源のかん養や災害の防止、動植物の生態系の保持、環境の保全など重要な役割を担っていることに加え、人々にやすらぎを与えてくれる「里山の風景」の大切な景観要素であり、日常生活の中で身近に感じられる自然資源であることから、「森林・原野」としての土地利用の基本方針を、次のとおり定めます。

- ア 積極的に森林の保全を図り、適正な維持・管理に努めます。
- イ 市民の憩いの場として、又、都市と農村の交流などの観光資源としても利用できるよう、計画的な保全・整備・活用を図っていきます。

#### 水面・河川・水路

本市は、1級河川を8河川有するほか、喜連川地区には全国にも珍しい「突き抜き井戸（地下15～60mを掘ると何もしなくとも水が地表まで自噴する井戸）」が多く残されているなど、豊かな水資源に恵まれており、これら水資源の周囲

は全国的にも珍しい貴重な動植物が生息する地域となっています。

これら産業や人々の生活に欠かせない豊かで清らかな「水」の環境を守っていくため、「水面・河川・水路」としての土地利用の基本方針を、次のとおり定めます。

- ア 公共下水道整備・農業集落排水施設整備・合併処理浄化槽の設置推進等、水質保全のための施策推進を図っていきます。
- イ 貴重な自然環境を守りながら、水資源の有効利用・水害防止・地下水の保全等の必要な取り組みを行っていきます。
- ウ 水辺の持つ癒しの効果等を利用した潤い空間の創出など、水辺の利活用を図っていきます。



#### 4)「その他」

##### 公共施設用地

文教施設・公園・厚生福祉施設・環境衛生施設・コミュニティー施設、スポーツ施設、交通施設などの公共施設について、市民生活における重要性や必要性を考慮し、自然環境との調和に配慮しながら、優先的に整備していきます。

##### 道路

これまで、国・県道などの主要道路について、市を南北に縦断する道路が多く整備されてきましたが、市を東西に連絡する道路が少ない状況にあります。

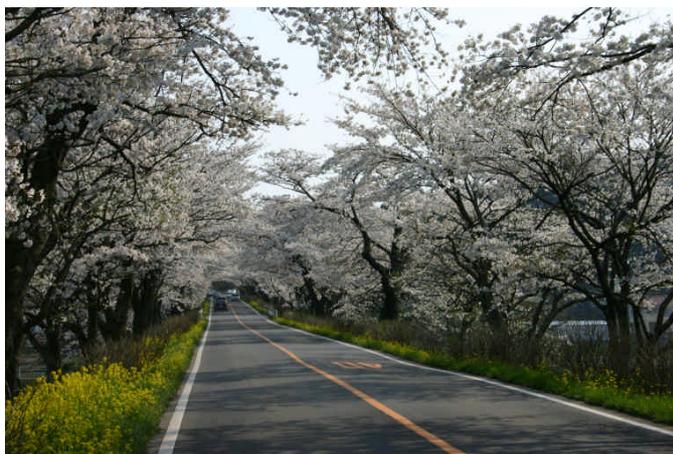
この東西を結ぶ道路の整備は、合併に伴う両町の人々の交流促進の観点からも、その必要性が大きくクローズアップされてきている状況にあります。

これらのことから、「道路」としての基本方針を、次のとおり定めます。

- ア 氏家地区・喜連川地区の両市街地（東西）を結ぶ道路の整備を行っていきます。

イ 国道 293 号や主要地方道大田原氏家線については、現在、朝・夕に交通渋滞が発生している状況であり、今後、下河戸地区への大手企業進出や法務省の社会復帰促進支援センター（刑務所）の建設などにより更なる交通渋滞が懸念されることから、新たな道路計画の検討や道路拡幅等について、国・県とともに整備推進を図っていきます。

ウ 市街地や農村部における交通量の増加や交通渋滞等に対処していくため、児童等の通学に関する交通安全施設の充実や都市計画道路・農村部幹線道路等の整備推進を図っていきます。



### 3 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

計画人口の目標年次は本計画期間の最終年である平成 28 年とし、基準年次は土地利用現況面積を調査した平成 16 年にあわせることとします。（表 1）

また、利用区分ごとの目標面積値は、宅地、農地、森林などの区分により集計・目標値設定を行うこととしたもので、この他に無秩序な市街地等の拡大を防ぐため「市街地等」の項目を別枠で設け、目標値等を設定することとします。

また、利用区分ごとの規模の目標値は、人口と経済の見通しなどをもとに定めることとします。（表 2）

表 1 目標年次における人口及び世帯数

項目	基準年次(H16)	計画作成年(H18)	参考年次(H23)	目標年次(H28)
人口	41,550	41,900	43,600	44,250
増加数		350	1,700	650
世帯数	13,450	14,060	15,070	15,720
増加数		610	1,010	650

表2 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)						
区分	(基準)	(参考)	(目標)	構成比		
	平成16年	平成23年	平成28年	平成16年	平成23年	平成28年
都市的利用地域	1,217	1,472	1,521	9.70	11.73	12.12
住宅地	768	778	788	6.12	6.20	6.28
その他の宅地	382	617	646	3.04	4.92	5.15
工業用地	67	77	87	0.53	0.61	0.69
農業的利用地域	5,621	5,571	5,531	44.80	44.40	44.09
農地	5,621	5,571	5,531	44.80	44.40	44.09
牧草放牧地	0	0	0	0.00	0.00	0.00
自然地域	3,328	3,103	3,086	26.53	24.73	24.60
森林・原野	2,560	2,320	2,290	20.40	18.49	18.25
水面・河川・水路	768	783	796	6.12	6.24	6.34
その他	2,380	2,400	2,408	18.97	19.13	19.19
道路	926	946	954	7.38	7.54	7.60
その他	1,454	1,454	1,454	11.59	11.59	11.59
市土面積	12,546	12,546	12,546	100.00	100.00	100.00
市街地等	1,019	1,030	1,040	8.12	8.21	8.29

		H23年まで	H28年まで
面積が減る区分	農地	-50	-40
	森林・原野	-240	-30
	面積減計	-290	-70

		H23年まで	H28年まで
面積が増える区分	住宅地	10	10
	その他の宅地	235	29
	工業用地	10	10
	水面・河川・水路	15	13
	道路	20	8
	面積増計	290	70

(注) 1 基準年は、土地利用現況面積を調査した直近の年である、平成16年とした。

2 都市的利用地域のうち、住宅地、工業用地、その他の宅地は次の定義による。

1) 住宅地：住宅用地、県営・市営住宅用地

2) 工業用地：工業統計調査の対象となる製造業・製造卸売業等を行う事業所用地

3) その他の宅地：1)・2) に該当しない宅地で、主に事務所・店舗・研究所・公共建物用地等

3 その他のうち、道路、その他は次の定義による。

1) 道路：一般道路並びに農道及び林道

2) その他：主に公園・緑地・運動場・鉄道敷地・寺社・ゴルフ場用地、雑種地等

4 市街地等は、都市計画区域内の用途地域及びこれに準ずる地域で人口集中地区を含む。

5 構成比については、端数処理しているため、利用区分別計が一致しないことがある。

## 4 地域別の概要

これまで、土地の利用類型・利用区分により基本理念等を述べてきました。

この基本理念に基づき、市域を大きく次のゾーンに区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

### 1) 市街地ゾーン

都市的利用地域のうち、住宅や商業施設等が既に混在・密集している地域及び今後そのような広がりを誘導していく地域を「市街地ゾーン」として地域指定し、用途地域の設定などにより土地利用を計画的に規制・誘導していきます。

このゾーンは、さくら市の核となる地域であり、住宅・商業系施設・公共公益施設が集積している地域であることから、今後も市民の生活の場・交流の場として都市基盤施設や都市サービス機能の充実を図ると共に、更なる拠点性の強化を図っていきます。

### 2) 定住ゾーン

都市的利用地域のうち、主に住宅のみが立地する地域を「定住ゾーン」として地域指定し、用途地域の設定などにより土地利用を計画的に規制・誘導していきます。

このゾーンは、区画整理地区や民間の住宅地開発地区などを中心に、本市の人口増加の受け皿としての役割を担っていく地域であり、道路や上・下水道、公園等の都市基盤整備はもとより、新定住者が安心して暮らせる地域コミュニティーの充実や、住宅地としての景観にまで配慮した「住む」という事に関して卓越した地域を目指します。

### 3) 工業ゾーン

都市的利用地域のうち、既存の工業団地や、今後開発が必要であると考えられる地域を「工業ゾーン」として地域指定し、計画的な開発・整備を誘導し、優良企業の誘致を推進していきます。

このゾーンは、市民の就業の場として、また、市の工業生産活動の場として重要な役割を担っていく地域ですが、自然環境などにダメージを与える可能性や、周辺地域の生活環境へ影響を及ぼす可能性を含んだ地域でもあります。

開発や企業誘致にあたっては、その面積を必要最小限に抑えることや、環境アセスメントなどの実施により周辺の自然環境や生活環境に与える影響を十分に把握し対策をとる等の施策を講じていくこととします。

#### 4) 田園ゾーン

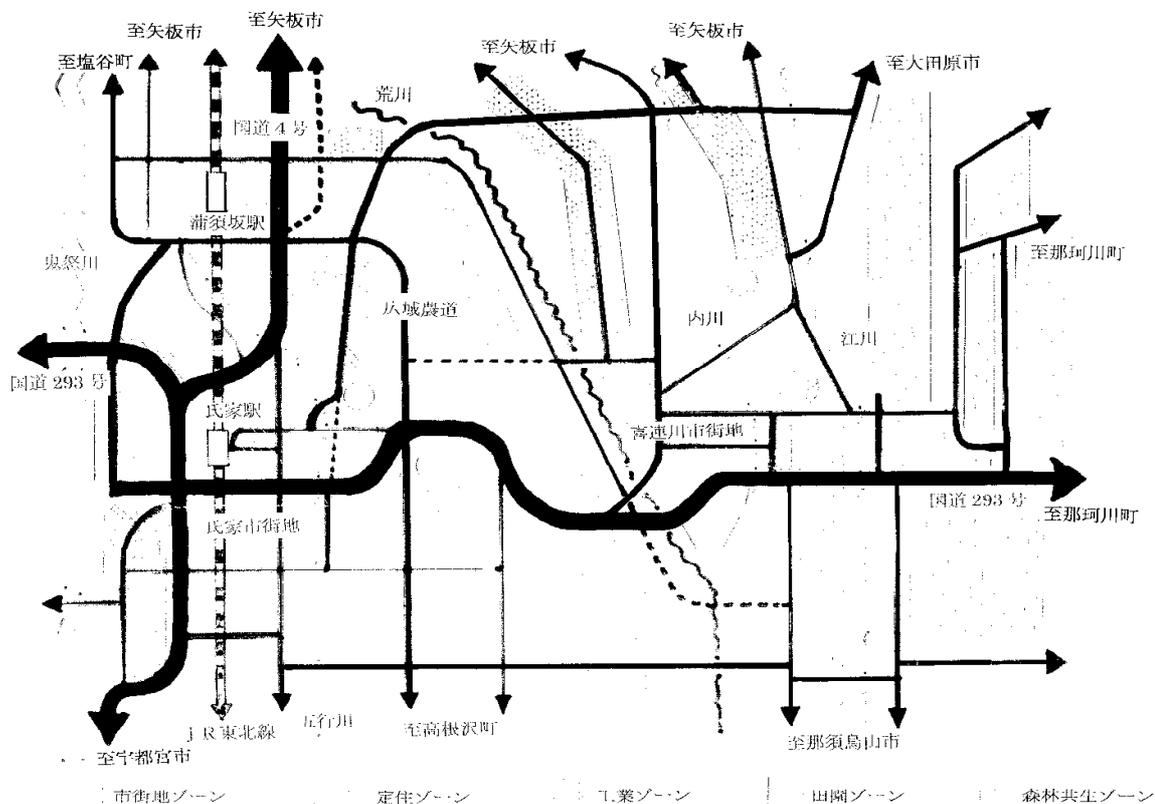
市街地ゾーン周辺に広がる田園・農村地域は、本市における農業生産を担う地域として、また、農山村の良好な景観を有している地域として非常に重要であることから、「田園ゾーン」として地域指定し、農地を保全し様々な農村環境や生産基盤の維持・整備を図るとともに、景観の維持に努める等の施策展開を図っていきます。

また、市街地周辺部・幹線道路沿線部については、住宅・商業系の民間開発が予想されることから、開発可能範囲を限定することや開発可能施設を設定するなどの計画を立て、地域の特性を考慮した適切な規制・誘導を行いながら、保全と開発の調和に努めていきます。

#### 5) 森林共生ゾーン

本市における丘陵地や平地の森林は、林業生産の場であるとともに、市民が身近に感じられる大切な自然資源であることから「森林共生ゾーン」として地域指定し、計画的な保全を図って行くこととします。

また、林業のみに留まらず、都市と農村との交流の場や市民のレクリエーションの場としての活用など、保全に加え森林を森林のまま活用し生かしていく取り組みを行っていきます。



## 第4章 本計画を達成するために必要な措置の概要

### 1 公共の福祉の優先

市土は、市民の生活の場であり、限りある貴重なさくら市の財産です。

土地の利用については、一部の土地の利用方法が他の土地の利用や市民生活に大きな影響を与えるなど、公共の利害に関係してくる特性を有しています。

このため、市土の利用については「公共の福祉の優先」を大前提としながら、市土利用の全体像・利用区分ごとの基本方向などに基づき、地域の特性に応じた土地利用が図られるよう、各種の規制・誘導措置等による総合的な施策の推進を図っていきます。

### 2 計画的な土地利用の調整及び適正な地価の形成

土地基本法及び国土利用計画法に基づき、本計画の適切な運用を図ることにより、計画的な土地利用を実現して行きます。

また、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、森林法、文化財保護法などの土地利用・開発関連の個別法を適用するとともに、さくら市土地開発指導要綱を充実させ適切な土地利用の誘導を図ります。

更には、国土利用計画法に基づく土地取引の届出審査制度等により、投機的な土地取得や無秩序な土地利用の防止に努め、適正な土地利用の確保と地価の安定を図っていきます。

### 3 地域整備施策の推進

健全で均衡ある地域社会の発展と、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりのため、さくら市振興計画に関連する諸施策との整合性を図りながら、生活環境施設・都市基盤施設などの日常生活の基盤づくりを進めると共に、産業関連施設・拠点施設等の適正な配置と整備を推進します。

また、近隣市町を含む広域圏での計画や構想についても整合性を図り、調整・連携をとりながら計画的な土地利用の推進に努めます。

### 4 土地の保全と安全性の確保

森林や水田の持つ水源かん養や洪水調整機能、生態系維持機能など、その必要性を十分に理解し、自然環境保護や災害防止等の観点から、市内の森林・水田等を保全していくこととし、その活用にあたっては十分な配慮と検討を行います。

また、市土を守るための治山施設や河川における治水施設など防災関連施設の充実を図り、市土の保全を行います。

更には、地域社会の安全性を確保し快適な生活環境を守るため、公害防止の強化等に努めていくほか、公共施設等の耐震性の向上など安全対策を進めます。

## 5 土地利用の転換の適正化

住宅開発や商・工業系施設等の進出に伴う土地利用の転換については、地域に与える自然的・社会的な影響や農業生産性への影響が心配されるところです。

「さくら市発展のために必要か?」「地域性に合致しているか?」「市民生活や自然の生態系に悪影響を及ぼさないか?」「交通計画を含めた広域的な都市構造に対し重大な影響を及ぼさないか?」等について総合的に判断し、関係機関との調整を図りながら、法令や計画に基づいて必要に応じた規制・誘導を行っていきます。

近年、特に問題となっている幹線道路沿線のロードサイド型の店舗等の進出については、市民生活の利便性の向上に寄与していることもあることから、農業の振興や中心市街地の商業等の振興、周辺環境にマッチした業種の選定などに関し、十分な配慮・検討を行いながら、計画的な規制・誘導を行っていきます。

また、遊休地となっている低・未利用地については、有効活用を促進すべく、周辺地域の土地利用や社会環境に適した転用を図っていきます。

## 6 土地の有効利用の促進

住宅地・その他の宅地については、道路や上・下水道、公園など都市基盤の整備を進めるとともに、緑地等の自然空間や人々が交流する場の創出等により、理想的な住環境・都市環境の整備を進めながら、旧市街地の空洞化の解消や区画整理地(空き地)への住宅の立地などに努め、土地の有効利用を図っていきます。

森林や農地、河川等については自然環境の保全・農林業の振興を基本としつつも、都市住民との交流など地域活性化への取り組みや地域住民の憩いの場としての利活用を図っていきます。

## 7 土地利用に関する調査の推進

長期にわたる市土の適切な土地利用・維持を図っていくため、土地利用転換の状況把握や適切な土地利用のあり方の調査・研究などを行っていきます。

調査・研究においては、自然環境保全の方策や地域特性を生かした土地利用に資するための地形・地質・土壌・土地利用現況などについて、科学的・総合的に進めていくこととします。

## 8 計画の推進体制

庁内においては、本計画の策定趣旨や意義、計画内容等を全職員が十分に理解し、企画課を中心に関係各課が連絡調整を行いながら計画の推進に努めます。

また、市土の適正な利用や保全については、市民の理解と協力が不可欠であることから、情報の提供や計画の普及・啓発活動を行い、計画の実効性を高めていきます。